

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 23 日

前橋地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 荻 野 和 泉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 19 日から 令和 7 年 8 月 26 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 9 月 2 日 午前 9 時 00 分 前橋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 9 月 22 日 午後 1 時 00 分 前橋地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 5 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 9 月 5 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 前橋市女屋町 |
| | 地 番 | 1 2 2 6 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 0 0 . 3 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 前橋市女屋町 1 2 2 6 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 2 2 6 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 5 . 8 7 平方メートル
2 階 5 4 . 8 2 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 4 月 1 0 日

前橋地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 荻 野 和 泉

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 前橋市女屋町
地 番 1 2 2 6 番 2
地 目 宅地
地 積 3 0 0 . 3 9 平方メートル

所有者 A

2 所 在 前橋市女屋町 1 2 2 6 番地 2
家屋 番号 1 2 2 6 番 2
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 6 5 . 8 7 平方メートル
2 階 5 4 . 8 2 平方メートル

共有者 B 持分 1 0 0 分の 1
共有者 C 持分 1 0 0 分の 9 9



令和 7 年（ケ）第 6 号
令和 7 年 2 月 6 日受理
令和 7 年 3 月 12 日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所

執行官 齋 藤 公 秀 印

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 前橋市女屋町

地 番 1 2 2 6 番 2

地 目 宅地

地 積 3 0 0 . 3 9 平方メートル

所有者 A

2 所 在 前橋市女屋町 1 2 2 6 番地 2

家屋 番号 1 2 2 6 番 2

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造かわらぶき 2 階建

床 面 積 1 階 6 5 . 8 7 平方メートル
2 階 5 4 . 8 2 平方メートル

共有者 B 持分 1 0 0 分の 1

共有者 C 持分 1 0 0 分の 9 9

(2枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原（物件1 関係）		
占有範囲	☒ 全部 ☐	
占有者	☐ 債務者 ☒ 建物共有者ら	
占有状況	☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫	
☒ 関係人(☒ A、Cの陳述 ☐ 提示文書(☐)		
占有権原	☐ 賃借 ☒ 使用借 ☐ 転借 ☐	
占有開始時期	令和2年10月ころ（建物新築時）	
最初の契約等	契約日	年 月 日
	期 間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで ☒ 期間の定めなし
更新の種類別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期 間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契約等当事者	貸主	☒ 所有者 ☐ その他()
	借主	☒ 占有者ら ☐ その他()
賃料・支払時期	毎月金 円 （毎月末日限り 翌月分払） ☐ 前払（ ） ☐ 相殺（ ）	
敷金・保証金	☐ ない ☐ 敷金 ☐ 保証金 ☐ ある 金 円	
特約等	☐ 譲渡転貸可 ☐	
その他		
執行官の意見	☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (土地所有者)	1 私は本件土地の所有者です。隣の家に住んでいます。 2 本件建物の共有者 B は私の娘で、C はその夫です。 3 本件建物を新築する際に土地を分筆しましたが、現状では私の家の敷地と本件建物の敷地は一続きになっており、一体として使用しています。 4 分筆に当たっては、娘たちが住む場所なので特に深く考えずに、土地家屋調査士に任せて境界を決めてもらいました。 5 B、C から地代等の支払いは受けていません。土地使用に関する契約書も作成していません。
■ C (債務者兼建物共有者)	1 私は本件建物の共有者です。共有者 B は私の妻です。 2 本件建物には、私と B の 2 人が住んでいます。 3 土地は A から無償で利用させてもらっています。 4 ペットはおりません。 5 建物に不具合等はありません。 6 近隣と境界等のトラブルはありません。 7 カーポート・太陽光発電設備は私の所有です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執行官の意見

■以下のとおり

1 本件各物件の状況

建物配置概略図、建物間取概略図及び添付した写真のとおりである。

2 土地等の利用状況

- (1) 本件建物新築に際し、1226番の土地が1226番1と1226番2に分筆されたが、このとき、当初から親族間での一体利用を前提としていたため、面積比率のみを考慮した複雑な土地の形状になっている。
- (2) 現在は、公道からの入口となる通路を含め一体的に利用しているため相互に支障はないが、買受人は使用にあたり隣家との調整が必要になると考えられる。
- (3) また、水道メーターが隣家と合わせた1つのみであり（上下水道料は隣家でまとめて支払っている）、これを分割するには手間と費用がかかるとのことであった。

3 売却対象範囲

- (1) 本件土地上にカーポートがある（写真⑩）。
これはアルミ製の柱をコンクリートに埋め込んで設置されており、土地の定着物といえるため、売却の対象となる。
- (2) 本件建物の屋根にソーラーパネルが設置されている。
これについては、主物である本件建物と所有者が同一であり、主物の常用に供されているため、本件建物の従物にあたる。よって売却の対象となる。
- (3) 本件土地上に簡易物置がある（写真⑪）。
これは定着性がなく建物とは認められないため、売却対象外の動産となる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年2月12日(水) 12:30-12:40	前橋地方法務局 本局	☒ 隣地登記事項証明書交付申請 ☒ 地積測量図交付申請 ☒ 本件土地上の登記建物(本件建物以外)不存在確認
令和7年2月12日(水) 15:30-15:40	前橋市役所	☒ 家屋平面図交付申請 ☒ 航空写真地籍図交付申請
令和7年2月14日(金) 12:25-12:40	物件所在地	☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 境界確認 ☒ 事務連絡交付 ☒ 写真撮影
令和7年3月5日(水) 13:40-14:05	物件所在地	☒ 物件調査 ☒ 立入調査 ☒ 境界確認 ☒ A、Cから聴取 ☒ 写真撮影

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

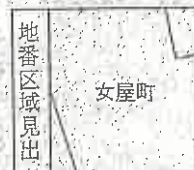
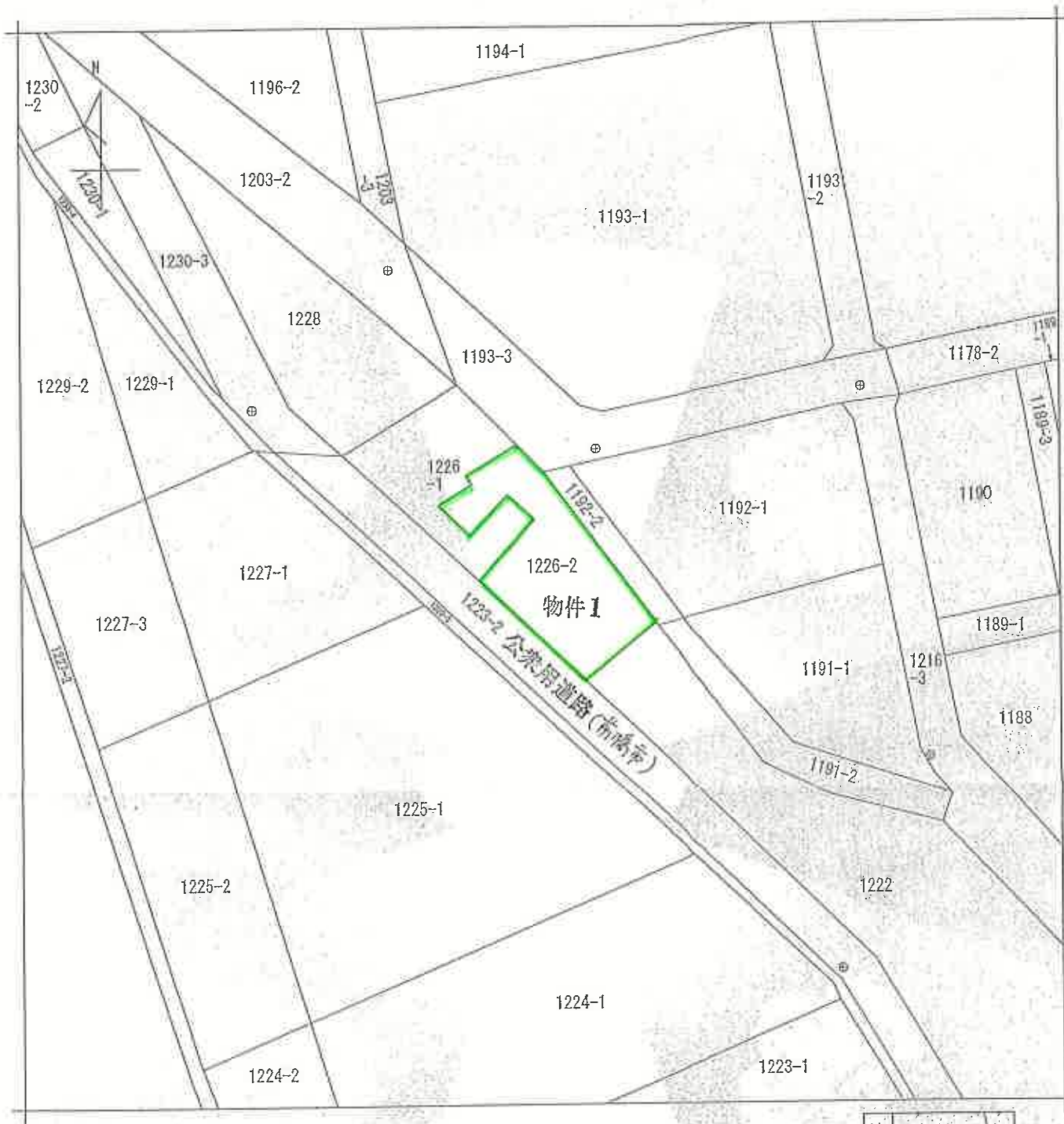
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☒ 令和7年3月5日 評価人同行

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(6 枚目)



請求部	所在	前橋市女屋町				地番	1226番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系又は記号		分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和59年6月26日			備付年月日(原図)	昭和59年10月15日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方務局管轄)

令和7年1月10日

前橋地方務局伊勢崎支局

地図整理番号:M16969

登記官

(1/1)

A3をA4に縮小

(7枚目)

登記年月日：令和2年10月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方支務局蔵)

令和7年1月10日

前橋地方支務局伊勢崎支局

登記書

(9 枚目)

A3をA4に縮小

地図整理番号：N16970

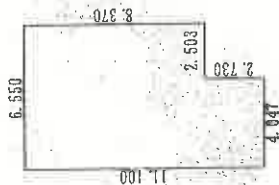
建築物図面図

家屋番号 1226-2

建築物の所在 前橋市女屋町1226番地2

各階平面図

1階

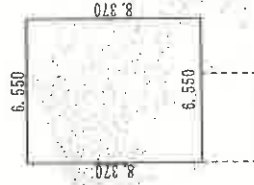


求積表

$2.503 \times 8.370 = 20.950110$
 $4.047 \times 11.100 = 44.921700$

合計 65.871810
床面積 65.87 m²

2階



求積表

$6.550 \times 8.370 = 54.823500$

合計 54.823500
床面積 54.82 m²



作製者 土地家産調査士

作製日 令和2年10月21日

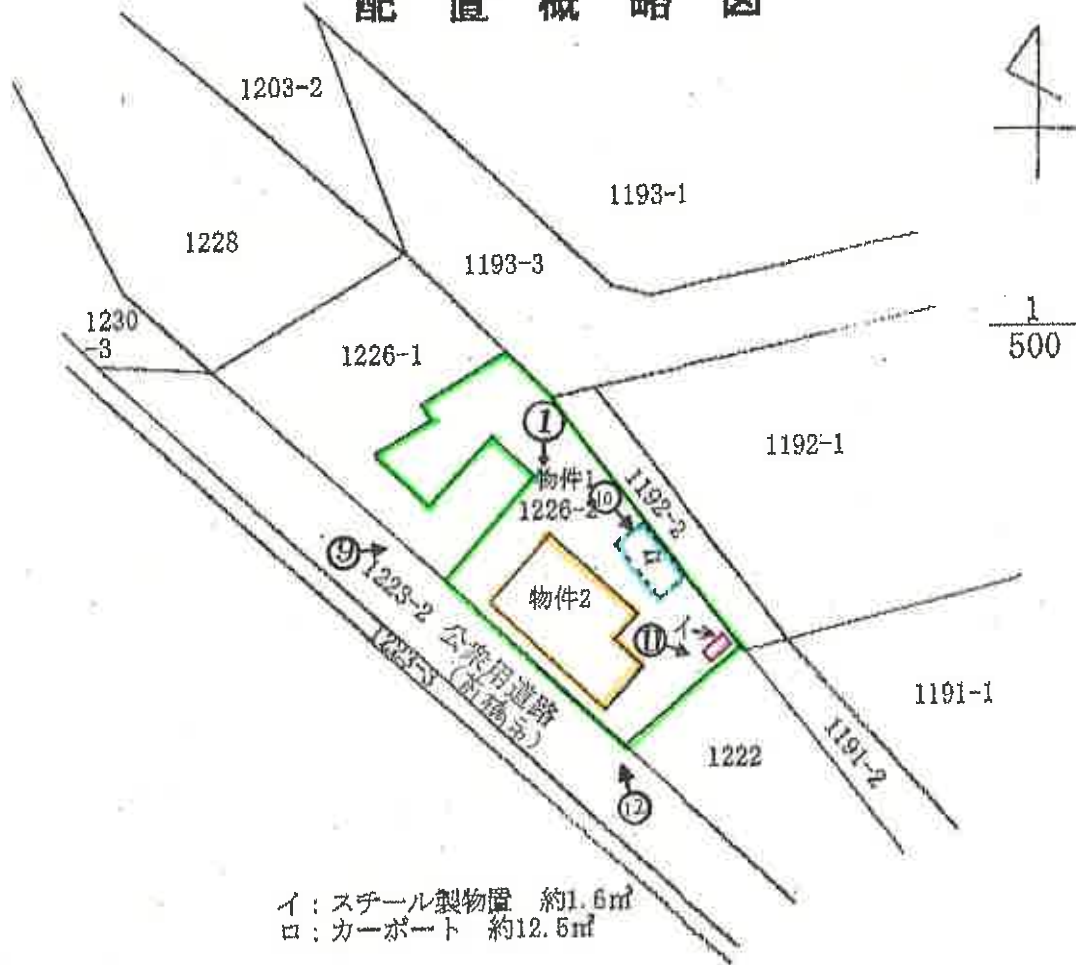
申請人

縮尺 1/250

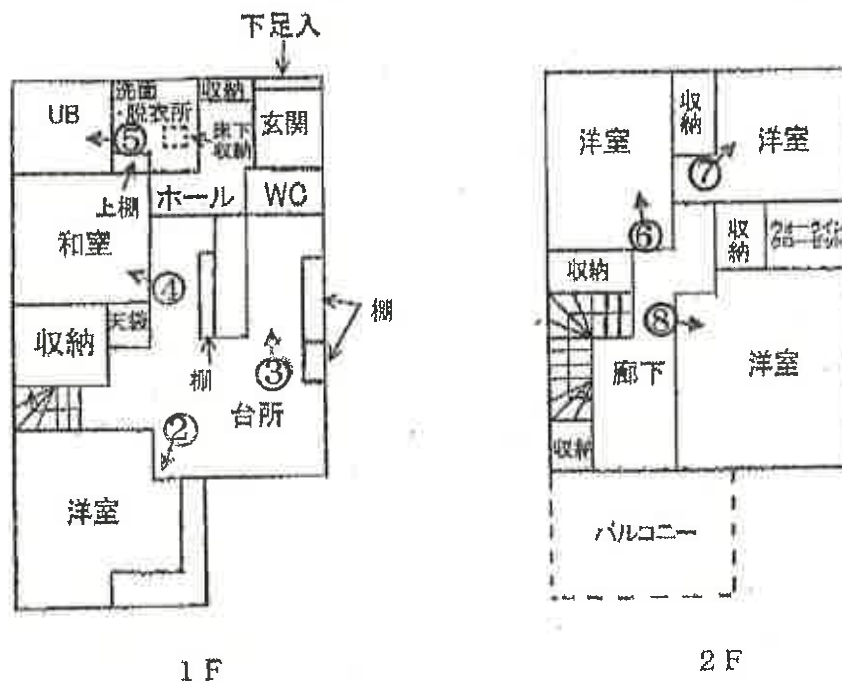
縮尺

1/500

配置概略図



間取概略図



←○ 写真撮影位置・方向

(10枚目)



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫

鑑 評 第 7-8 号
令和 7 年 (ケ) 第 6 号
令和 7 年 3 月 5 日 現地調査
令和 7 年 3 月 21 日 評 価

前橋地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

石川 直美 印

第1 評価額

一括価格		
金 8,310,000 円		
内訳価格		
物件 1 (土地)	金	2,290,000 円
物件 2 (建物)	金	6,020,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	前橋市女屋町 1226番2 宅地 300.39㎡	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	前橋市女屋町1226番地2 1226番2 居宅 軽量鉄骨造かわらぶき2階建 1階 65.87㎡ 2階 54.82㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	特に無		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件 1）

位置・交通	J R 両毛線 「前橋大島」 駅の 北東方・道路距離 約3.4 k m (別添「位置図」 参照)	
付近の状況	農地の中に一般住宅等が点在している市街化調整区域内の住宅地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他規制	市街化調整区域 — 70% 200% — ・立地適正化計画有 (居住誘導区域外、都市機能誘導区域外) ※特記事項参照 景観条例有
画地条件 (規模・形状等)	地積 間口・奥行 形状 接道状況 その他	300.39m ² 間口約 17.0m 、奥行約 13.0m 不整形地 二方路 —
接面道路	南西幅員約4.8m (認定幅員4.5～4.8m) の舗装市道 (42条1項1号道路) に0～1.2m高く接し、北東側幅員約5.6m (認定幅員5.9～7.1m) の舗装市道 (42条1項1号道路) ほぼ等高に接している。	
土地の利用状況等	・その他の者 (建物共有者ら) が土地の上に物件2を所有し、占有している。 ・本件土地の上にカーポート及び簡易物置がある。 ・本件土地は目的外の隣地 (1226番1の土地) と一体的に利用されている。 ・物件1の建物の敷地部分は建物共有者らが使用借権に基づき建物敷地として占有している。占有開始時期は令和2年10月ころ (建物新築時) から期間の定めはない。契約等の当事者がそれぞれ貸主が所有者、借主が占有者らである。	

※次項へ続く

供給処理施設	上水道	有
	下水道	有
	都市ガス	無
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項	・土地等の利用状況 (1) 本件建物新築に際し、1226番の土地が1226番1と1226番2に分筆されたが、このとき、当初から親族間での一体利用を前提としていたため、面積比率のみを考慮した複雑な土地の形状になっている。 (2) 現在は、公道からの入口となる通路を含め、一体的に利用しているため、相互に支障はないが、買受人は使用にあたり、隣家との調整が必要になると考えられる。 (3) また、水道メーターが隣家と合わせた一つのみであり（上下水道料は隣家でまとめて支払っている）、これを分割するには手間と費用がかかるとのことであった。 <売却対象範囲> ・本件土地上にカーポートがある。 これはアルミ製の柱をコンクリートに埋め込んで設置されており、土地の定着物といえるため、売却の対象となる。 ・本件土地上に簡易物置がある。 これは定着性がなく建物とは認められないため、売却対象外の動産となる。	

※次項へ続く

特記事項	・開発許可の履歴有。（前橋市役所建築指導課） 許可：R2.7.7 第02-0126号 所在：前橋市女屋町1226番2 実測面積：300.39㎡ 用途：専用住宅 都市計画法第34条14号基準1（分家住宅）で開発許可を取得。 競売により所有者が変わる場合 ①都市計画法第34条第14号基準4-1（建物の用途変更Ⅰ）で建物用途を変更。要件としてR2.7.7時点の開発許可等が適法であること（調査確認等が必要） 上記で許可取得が不可能な場合 ②都市計画法第34条第11号（集落内の規制緩和）で新たに開発許可を取得する。この場合、要件を満たす必要があるので注意を要す。 ※道路に4m以上接道する必要があるが、対象地はスロープ部分で出入しており、スロープの半分程度（約2m）までが敷地となっている。（隣地の1226番1と出入り口のスロープを共同で使用している）よって4m以上の接道幅を単独で確保する等の対応が必要となる。 ・北西側の市道は道路面が高く出入りが困難となっている。 ・前橋市では立地適正化計画の届出制度を設けており、居住誘導区域を除く区域における一定規模以上の住宅や都市機能誘導区域外における誘導施設の整備などを行う際は、都市再生特別措置法に基づき届出の必要がある。物件1は居住誘導区域、都市機能誘導区域のどちらにも属していない為、住宅や誘導施設の開発・建築行為を行う場合は届出を要する。（前橋市役所都市計画課・市街地整備課） ・1192番1、1226番1は個人所有の宅地。1192番2は個人所有の原野。1193番3、1223番2は前橋市所有の公衆用道路。1222番は法人所有の畑。 ・洪水ハザードマップによると一部0.5～3.0m、一部3.0～5.0mの範囲となっている。
-------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件 2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載）： 令和2年10月19日 新築 経 過 年 数： 約 4 年 経済的残存耐用年数： 約 20 年	
仕 様	構造： 軽量鉄骨造 屋根： かわらぶき 外壁： サイディング等 内壁： クロス等 天井： クロス等 床： フローリング、畳、C F 等 設備： 水道設備、電気設備等 その他：－	
床面積(現況)	1 階	65.87㎡
	2 階	54.82㎡
	計	120.69㎡
現 況 用 途 等	階 層： 2階建 現 況 用 途： 居宅 間 取 り：（別添「建物間取概略図」参照）	
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	詳細は執行官の現況調査報告書記載のとおり。	
附 属 物 件	・ 本件建物の附属設備として、太陽光発電設備がある。	
特 記 事 項	<売却対象範囲> ・ 本件建物の屋根にソーラーパネルが設置されている。 これについては、主物である本件建物と所有者が同一であり、主物の 常用に供されているため、本件建物の従物にあたる。よって、売却の 対象となる。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格 差	地積 (㎡)	建付減価 (㎡)	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ=オ
1	23,600	0.74	300.39	0.90	4,721,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの比準）

地価調査 （前橋（県）-7）

調査価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $21,700 \text{ 円/㎡} \times 99.7 / 100 \times 100 / 102 \times 100 / 90 \div 23,600 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：地価調査価格等の価格時点(令和6年7月1日)から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位 東 2%

◇地域格差：交通、環境条件格差等を考慮

イ 個別格差：方位 南西、不整形、二方路

・ ・ ・ ・ ・ -26%

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

※定着物（ロ：カーポート約12.5㎡）の経済的価値は0と判断する。

② 建物価格（物件 2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
2	150,000	120.69	0.59	10,681,000

ウ 現価率

経済的全耐用年数 24 年，経過年数 4 年，経済的残存耐用年数 20 年，残価率 0.05 の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率 } 0.05 + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} / \text{経済的全耐用年数} \} \times (1 - \text{観察減価 } 0.3) \approx 0.59$$

※附属設備：太陽光発電設備（ソーラーパネル）は再調達原価に含まれる。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらには競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ア×イ＝ウ
	円	種類		円
1	4,721,000	使用借権	0.10	472,100

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を使用借権と判断し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)		占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	その他の 控除減価 カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ-カ
	ア	イ						
1	4,721,000	-	472,100	-	0.90	0.60	-	2,290,000
2	10,681,000	+	472,100	-	0.90	0.60	-	6,020,000
一括価格(合計)								8,310,000

ウ 占有減価修正 : 無

エ 市場性修正 : 使用にあたり隣家との調整が必要な事、水道メーターの分割が必要な事等市場性が劣る減価を▲10%とする。

オ 競売市場修正 : 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価 : 無

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（前橋（県）-7）

所 在： 前橋市二宮町字東中島1767番2

価 格： 21,700 円／ m^2

位 置： J R 両毛線 「駒形」 駅の 東方・道路距離 約2.9 k m

価 格 時 点： 令和6年7月1日

地 積： 399 m^2

供給処理施設： 水道、下水

接 面 街 路： 東側6.8m市道

用 途 指 定 等： 市街化調整区域 （建ぺい率 70% 容積率 200%）

地 域 の 概 要： 一般住宅、農家住宅等が混在する既存の住宅地域

第7 附属資料

1 位置図

2 建物配置概略図・建物間取概略図

3 建物図面・各階平面図

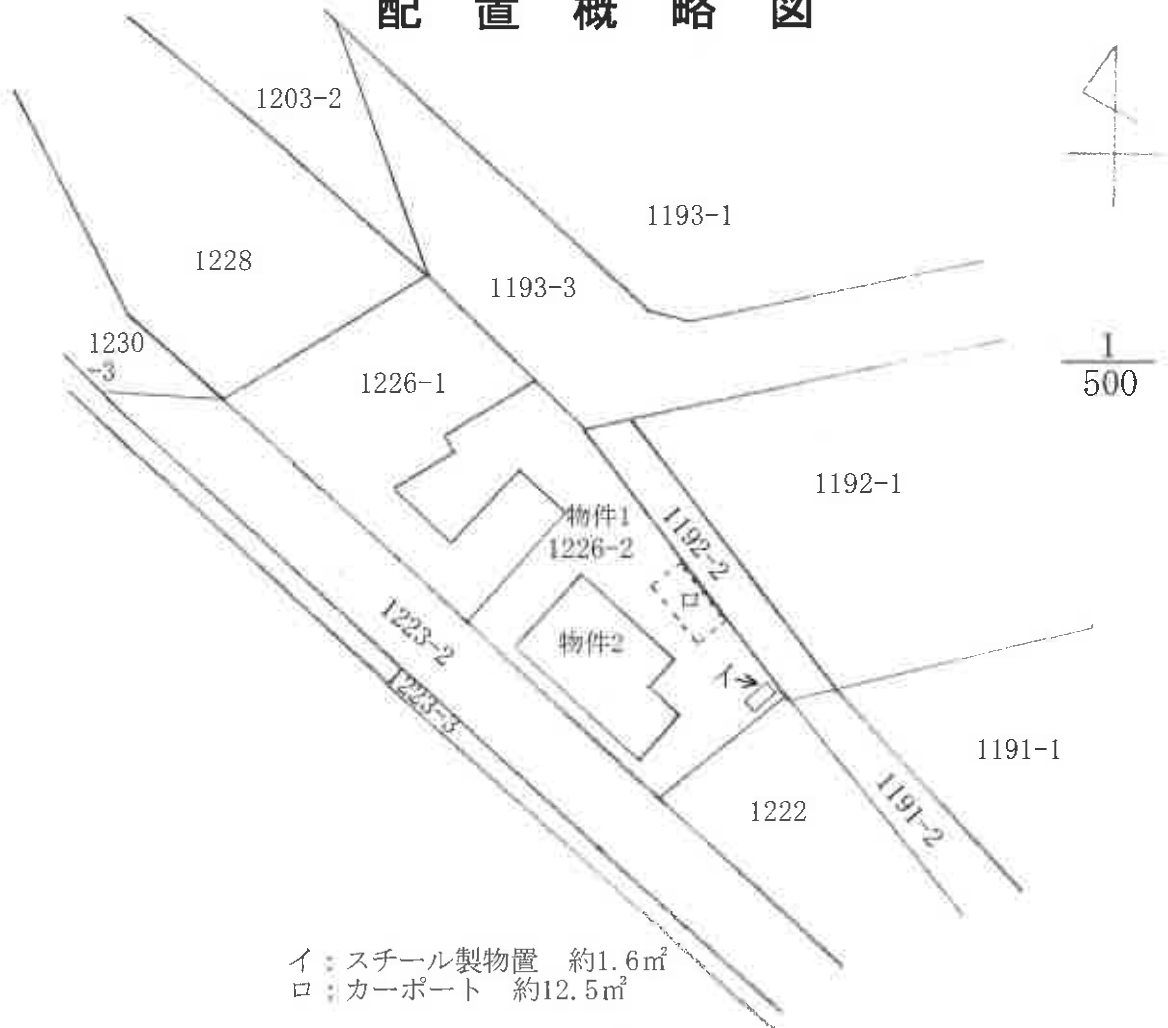
位置図

前橋都市計画区域

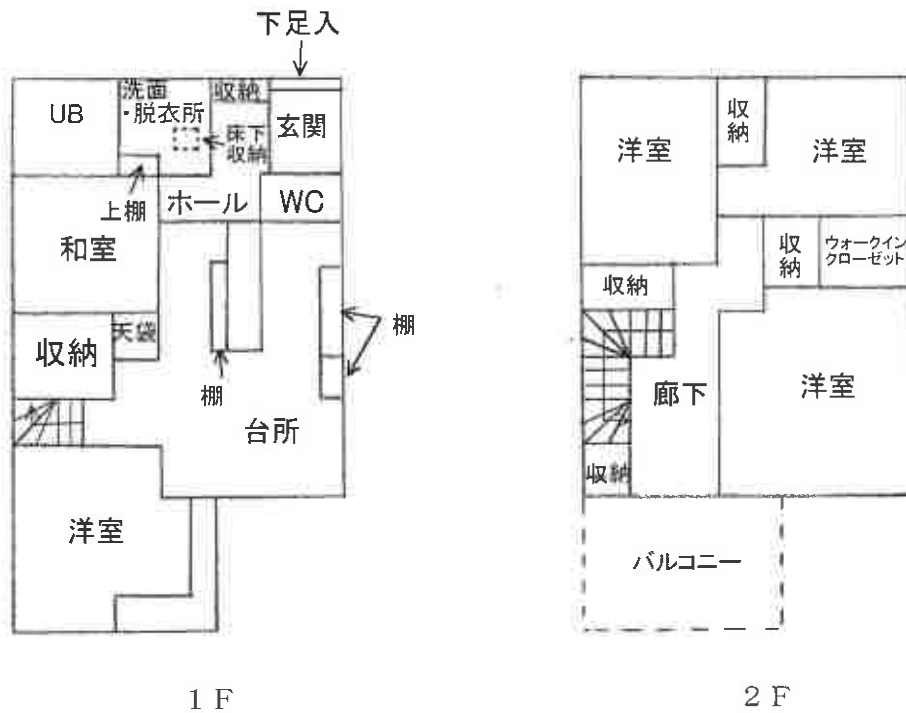
物件所在地

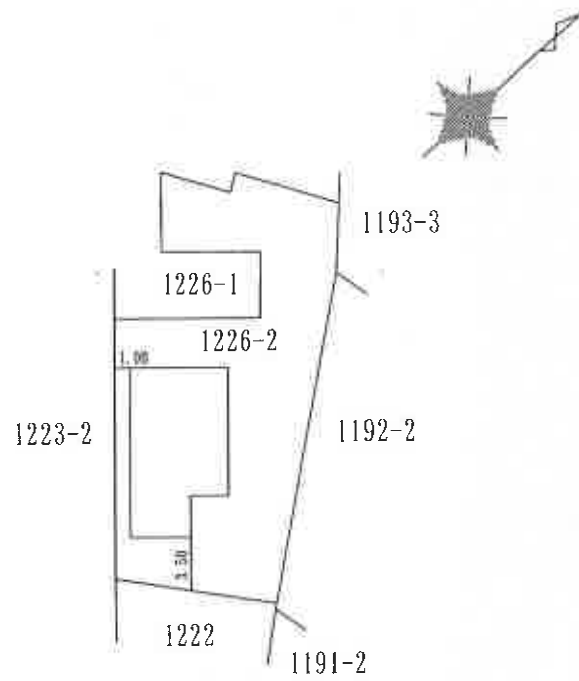
基準地 7

配置概略図

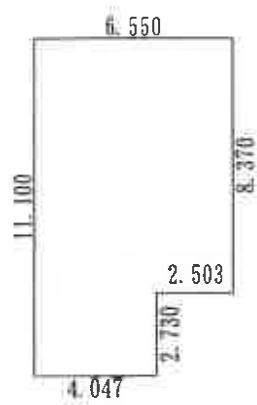


間取概略図





1 階

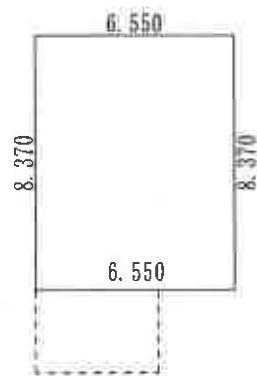


求 積 表

$$\begin{array}{rcl} 2.503 \times 8.370 & = & 20.950110 \\ 4.047 \times 11.100 & = & 44.921700 \end{array}$$

合 計 65.871810
床面積 65.87 m²

2 階



求 積 表

$$6.550 \times 8.370 = 54.823500$$

合 計 54.823500
床面積 54.82 m²